

元離宮二条城における入城証制作業務委託提案募集要項

この要項は、元離宮二条城における入城証制作に当たり、その企画提案を広く募集するために必要な事項を定めるものである。

1 業務内容等

仕様書のとおり。

2 委託金額の上限

仕様書のとおり。

3 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者

- (1) 京都市契約事務規則第22条第1項に規定する京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、公募開始から契約の日の前日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分を受けていない者
- (2) (1)に該当しない者については、次に掲げる各事項に該当していない者（提出書類は、「5 提出資料」参照）
 - ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
 - ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。
 - エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - オ 本市の市民税、固定資産税の未納がないこと。
 - カ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

4 応募方法

- (1) 参加表明書の提出
参加表明書（様式1）を持参又は郵送（簡易書留）により、「9 問合せ及び提出先」へ提出すること。
- (2) 資料の提出
「5 提出資料」に記載の資料を持参又は郵送（簡易書留）により、「9 問合せ及び提出先」へ提出すること。
- (3) 提出期限
 - ア 参加表明書（様式1）
令和2年9月7日（月）午後5時
 - イ 提出資料
令和2年9月14日（月）午後5時* 郵送の場合は必着とする。

(4) 留意事項

- ア 本件応募に要する一切の費用は、応募した事業者の負担とする。
- イ 公募において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ウ 提出された全ての書類等は返却しない。
- エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある時で、本市の承諾を得た場合のほか認めない。提出された書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- オ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。
- カ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

5 提出資料

(1) デザイン案等 【7部】

- ア 入城証のデザイン案を提案すること。
なお、表面デザインは、2案以上の異なるデザイン案を提案すること。
- イ 提案したデザイン案について、デザイン、レイアウト及び色彩等に関するデザイン方針やデザインコンセプト等の説明を記載すること。
- ウ その他デザイン内容は、仕様書のとおりとすること。

(2) 見積書 【7部（原本1部、複写6部）】

- ア 京都市長宛てとすること。
- イ 代表者印を押印すること。
- ウ 内訳に入城証の版下及び印刷に係る経費をそれぞれ記載すること。

(3) 会社概要 【7部】

概要が分かる資料、パンフレット、チラシ、過去の制作実績等を提出すること。

(4) 各種証明書（上記3(2)に該当する者に限る。）【各1部】

- ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）又は印鑑登録証明書
- イ 3(2)エ、オに係る納税証明書（3(2)オについては、京都市内に事業所等が所在する場合、又は固定資産を所有する場合）
- ウ 水道料金・下水道使用料納付証明書（京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件申請者となっている場合）
- エ 誓約書（様式2）
- オ 暴力団排除措置に係る誓約書（様式3）

6 質疑受付

(1) 受付方法

質問書（様式4）を作成のうえ、持参、郵送又はFAXにより、「9 問合せ及び提出先」へ提出すること。

FAXで提出された場合は、送付後、必ず電話により到達の確認を行うこと。

(2) 受付期限

令和2年8月31日（月）午後5時

※ 受付期間経過後は、いかなる理由であっても受け付けない。

(3) 回答方法

受け付けた質問及びその回答は、令和2年9月3日（木）までに京都市情報館及び元離宮二条城ホームページに掲載する。

7 審査方法

(1) 選定方法

次項で定める評価基準等に基づき、デザイン案や委託金額等について書類審査を行い、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。

なお、評価点は60点以上であることを選定の条件とし、応募事業者が1事業者であった場合も、プロポーザルは有効なものとして扱う。審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断した場合は、事業者を選定しない場合がある。

(2) 評価基準等

別添「評価要領」のとおり

(3) 選定結果の通知

選定結果は、令和2年9月中旬までに全応募事業者に郵送により通知するとともに、速やかに京都市情報館及び元離宮二条城ホームページにおいて、その結果（参加した事業者名及び評価点）を公表する。

(4) 選定後の手続き

受託候補者と契約内容について協議し、合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者と協議し、合意しなかった場合は、受託候補者に次いで評価の高かったものを受託候補者として、協議を行う。

8 契約に関する基本的事項

受託事業者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約内容

契約内容は、仕様書等の契約内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約期間

契約の期間は、契約締結日から令和2年11月30日（月）までとする。

(3) 特約事項

提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託事業者の負担とする。

9 問合せ及び提出先

京都市元離宮二条城事務所（担当：馬屋原，野田）

〒604-8301

京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地

TEL 075-841-0096

FAX 075-802-6181